

第一種動物取扱業者における犬猫以外の哺乳類の取扱状況

ウェブサイト上で公表されている 25 都道府県、10 政令市及び 4 中核市の第一種動物取扱業登録簿にリスト化されている頭数を集計したところ、取扱われている主な動物の種類（500 頭以上）は下記のとおり。

なお同一事業者が複数業種で登録したことにより、同一個体のダブルカウントが多数あると考えられる。

また複数の動物の合計数のみ登録簿に記載されている場合は、各動物種の集計から除外した。

そのため下記個体数は実際の個体数とは一致していないが、より多く飼養管理されている動物の種類を示すものである。

<犬猫以外の哺乳類全体 約 45 万頭>

(1) 齧歯類：65%程度

(ハムスター、マウス、ハツカネズミ、モルモット、リス、チンチラ、モモンガ、デグー、ドブネズミ、スナネズミ、ジャンガリアンハムスター、ゴールデンハムスター、シマリス、カピバラ、アフリカチビネズミ など)

(2) ウサギ：7%程度

(3) ウマ：5%程度 ※乗馬クラブ、牧場が多い

(4) その他哺乳類：14%程度 (サル(うちニホンザル)、ハリネズミ、ヒツジ、フクロモモンガ、ヤギ、フェレット、ウシ、ブタ、ミーアキャット、アルパカ、コウモリ、イルカ、カワウソ、ライオン、アシカ、シカ、カンガルー、アザラシなど)

※灰色部：主に動物園・水族館

※青部：主に牧場

(5) その他：9%程度